

第135期 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、株主さまの安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

また、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使いただけますので、ご利用下さいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主さまにお配りしておりますお土産につきましては、2020年からとりやめさせていただいております。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

開催日時 2022年6月24日(金曜日)
午前10時

開催場所 大津市浜町1番38号
当行本店2階ホール
〔末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。〕

目次

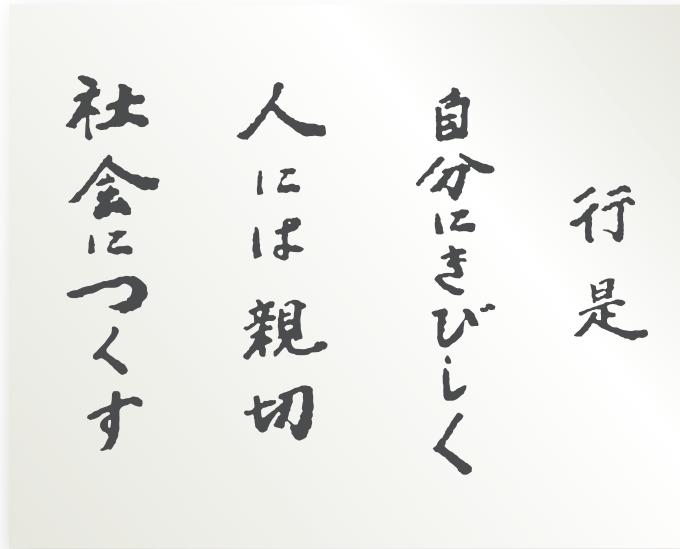
第135期定時株主総会招集ご通知	1
インターネットによる議決権行使のお手続きについて	4
株主総会参考書類	
【会社提案】	
第1号議案 剰余金の処分の件	6
第2号議案 定款一部変更の件	7
第3号議案 監査役1名選任の件	9
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	10
第5号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件	12
【株主提案】	
第6号議案 剰余金の処分の件	16
添付書類	
第135期事業報告	18
連結計算書類	43
計算書類	45
監査報告書	47



株式会社

滋賀銀行

証券コード：8366



滋賀銀行は、近江商人の「三方よし」の精神を引き継ぐ行是とCSR憲章（経営理念）のもとSDGsを企業行動につなげ、持続可能な地域社会づくりに貢献してまいります。



滋賀銀行はSDGsを推進しています。



第3回ESGファイナンス・アワード・ジャパンで選定委員長賞（銅賞）を受賞。

ごあいさつ

株主の皆さま方には、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼を申し上げます。

当行第135期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

当行は、2019年4月より「未来を描き、夢をかなえる」をメインテーマとする第7次中期経営計画（2024年3月まで）をスタートし4年目を迎えております。

新型コロナウイルス禍の影響は、未だに収束が見えず、不透明な状況が続いておりますが、当行は、地域社会の未来を創造し、銀行の概念を超えた企業となり、地域になくてはならない存在として「Sustainability Design Company」を当行の目指す姿とし、地域のつながりを生み、持続可能な地域社会を皆さまと「共創」してまいります。

2022年6月

取締役頭取 高橋 祥二郎



本総会においては、開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項(監査報告を含みます)および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主さまにおかれましては、事前に招集通知にお目通しいたいただきますようお願い申し上げます。

株主の皆さまへ

大津市浜町1番38号

株式会社 **滋賀銀行**

取締役頭取 高橋 祥二郎

第135期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第135期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2022年6月23日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

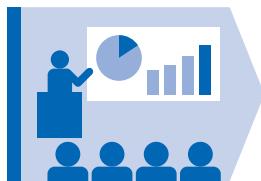
敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大津市浜町1番38号
当行本店2階ホール
〔末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。〕
3. 目的事項
報告事項
 1. 第135期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第135期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
【会社提案】
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

【株主提案】
第6号議案 剰余金の処分の件

議決権の行使についてのご案内



当日ご出席による議決権行使

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2022年6月24日（金曜日）午前10時



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後5時到着分まで



電磁的方法（インターネット）による議決権行使

議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後5時まで

詳細は4頁から5頁をご覧ください。▶▶▶

- (1) 書面（議決権行使書）と電磁的方法（インターネット）により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット）による行使の内容を有効といたします。
- (2) 電磁的方法（インターネット）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効といたします。

以上

1. 株主ではない代理人および同伴の方など、株主以外の方は総会にご出席いただけませんのでご注意願います。また、定款の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、代理権を証する書面をご提出ください。
2. 次の事項につきましては、法令および定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.shigagin.com/investor/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。
 - ① 事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」および「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
 したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
3. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.shigagin.com/investor/>) においてお知らせさせていただきます。
4. 当日当行役職員は、地球温暖化防止の一環として、軽装（エコスタイル）でご対応させていただきます。株主の皆さまにおかれましても軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。

書面による議決権行使について

行使期限

2022年6月23日（木曜日）午後5時到着分まで

同封の「議決権行使書書面」に各議案の賛否をご記入のうえ、ご返送ください。



議決権行使書の記載例

会社提案・取締役会の意見に ご賛同いただける 場合

会社提案議案

議案	原案に対する賛否	
第1号	賛	否
第2号	賛	否
第3号	賛	否
第4号	賛	否
第5号	賛	否

株主提案議案

議案	原案に対する賛否	
第6号	賛	否

ご賛同いただける場合、株主提案議案には「賛」ではなく「否」になりますのでご注意ください。

当行取締役会はこちらの立場です。

会社提案・取締役会の意見に 反対される 場合

会社提案議案

議案	原案に対する賛否	
第1号	賛	否
第2号	賛	否
第3号	賛	否
第4号	賛	否
第5号	賛	否

株主提案議案

議案	原案に対する賛否	
第6号	賛	否

第6号議案は、株主さま（1名）からのご提案です。当行取締役会は、こちらの議案に反対しております。詳細は、16頁から17頁をご参照ください。

※ 各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取扱います。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、パソコンやスマートフォン等から、**当行の指定する議決権行使サイト** (<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。

議決権行使期限

2022年6月23日(木曜日)午後5時まで

※ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。

QRコードを読み取る方法



スマートフォンの場合

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。

議決権行使書		株主総会日	議決権の数
株式会社〇〇〇〇 御中		〇年〇月〇日	〇〇〇〇個
議案	議案に対する賛否	〇〇〇〇株 〇〇〇〇個	
第1号	賛 否	1. _____	
第2号	賛 否	2. _____	
		3. _____	

ログイン用QRコード

ログインID
仮パスワード

議決権行使書用紙の副票(右側)

同封の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は
1回に限ります。

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

- 2回目以降のログインの場合
- スマートフォンの機種によりQRコードでのログインができない場合

次頁へ

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

機関投資家の 皆さまへ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。



パソコン、2回目以降等のスマートフォンの場合

1 議決権行使サイトへアクセス

<https://evote.tr.mufig.jp/>

MUFG 三菱UFJ信託銀行

株主総会に関する手続きサイトへようこそ
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行証券代行部

本サイトを利用し、株主総会に関するお手続きをされる場合、必ず事前に「本サイト利用規定」および「本サイト利用ガイド」をご覧ください。

本サイト利用規定
本サイト利用ガイド

上記記載の内容をご了承される場合は、右の「次の画面へ」をクリックしてください。

お問合せ先
三菱UFJ信託銀行
証券代行部
株主総会に関する
お手続きはこちら

「次の画面へ」をクリック

2 ログインする

お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

ログインID、パスワードをご入力の上、「ログイン」を選択してください。
(4桁区切りで入力してください)

ログインID - - (半角)

パスワード
または仮パスワード (半角)

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在ご登録されているパスワードをご入力の上、「パスワード変更」を選択してください。

ログイン

パスワード変更

入力して「ログイン」をクリック

3 パスワードを変更する

「現在のパスワード」、「新しいパスワード」
「新しいパスワード(確認用)」をそれぞれ入力
新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。

現在のパスワード (半角)

新しいパスワード (半角)

新しいパスワード(確認用) (半角)

送信

<ご注意ください>
新しいパスワードは8文字以上12文字以内で、英字、数字、記号の3種類を全て含めて半角で入力してください。
利用可能な記号は、以下の通りです。
!#\$%()*+,-./:;=@[]^_`{|}~

「送信」をクリック

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

【ご注意事項】

- ・株主さま以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- ・議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使は、**2022年6月23日(木曜日)の午後5時**まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

議決権の行使システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

電話 **0120-173-027** (通話料無料)

(受付時間 午前9時から午後9時まで)

株主総会参考書類

議案および参考事項

【会社提案（第1号議案から第5号議案）】

第1号議案 剰余金の処分の件

当行は「地域社会との共存共栄」を柱に、経営の健全性、透明性の確保に努めるとともに、一段と厳しさを増す経営環境や将来の投資に備えて内部留保の充実と財務体質の強化を図りながら、株主の皆さまへの安定的な配当を継続しつつ、出来る限りの株主還元を行うことを基本方針としております。

このような方針のもと、期末配当につきましては、株主の皆さまへの利益還元を図るため、当期の業績等を勘案し、普通配当17円50銭に特別配当45円を加え1株につき62円50銭とし、その他の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき 62円50銭

総額 3,036,696,438円

(ご参考) 昨年12月に中間配当として1株につき17円50銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当は1株につき80円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 11,600,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 11,600,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当行定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

定款の変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更箇所を示しています。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第17条 当銀行は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p><u>（電子提供措置等）</u></p> <p>第17条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>②当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
< 新 設 >	<p>(附則)</p> <ol style="list-style-type: none">1. <u>変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第17条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u>2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条はなお効力を有する。</u>3. <u>本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役林一義氏は、任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当行の 株式数
<p>新任</p> <p>すぎ え ひで き 杉 江 秀 樹 (1961年9月13日生)</p>	<p>1985年4月 当行入行 2012年6月 同 秘書室秘書役 2016年6月 同 退職 2016年6月 びわ湖放送株式会社常務取締役 2022年3月 同 常務取締役退任</p>	
<p><監査役候補者とした理由> 当行在籍時は、営業店の支店長経験に加え、秘書役として、経営陣のサポートや経営ガバナンスに深く関与し、また経営企画部門の一員として経営全般にかかる幅広い知見を有しております。また退職後は、地元企業の経営に経営幹部として携わり、豊富な経験と高い見識を有しております。以上より、当行取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を有していると判断したため監査役候補者といたしました。</p>		1,000株

(注) 1. 監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当行は、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本定時株主総会開始の時をもって、2018年6月26日開催の第131期定時株主総会において選任いただいた補欠監査役田中正志氏の選任の効力が失効しますので、あらためて、社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当行の 株式数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外監査役</div> たなかまさし 田中正志 (1971年11月4日生)	1996年10月 中央監査法人（中央青山監査法人、みずす監査法人に名称変更の後、2007年7月解散）入所 2000年4月 公認会計士登録 2007年7月 京都監査法人（現 PwC京都監査法人）入所 2008年7月 田中正志公認会計士事務所開設（現任） 2008年9月 税理士登録 2009年7月 梅山税理士法人社員就任（現任） 2018年6月 当行社外補欠監査役（現任） (重要な兼職の状況) 田中正志公認会計士事務所代表 梅山税理士法人社員	100株
<補欠の社外監査役候補者とした理由> 公認会計士および税理士として企業財務に携わっており、専門的知識と豊富な経験を有しております。以上より、当行取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を有しており補欠監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 田中正志氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、当行は田中正志氏が社外監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 社外監査役との責任限定契約については以下のとおりであります。
 当行は、定款において社外監査役との間で当行への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、田中正志氏が社外監査役に就任した場合、当行は同氏との間で、当該責任限定契約を締結する予定であります。
 その契約内容の概要は次のとおりであります。
 ・社外監査役が、悪意かつ重過失なくして銀行に対して会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を負うときは、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額をもって、賠償責任の限度額とする。
4. 当行は、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

【ご参考】 独立性判断基準

社外取締役および社外監査役の独立性は、次のいずれにも該当しないことを判断の基準としております。

- ① 当行グループ会社の業務執行者
 - ② 当行を主要な取引先とする者（※1）若しくはその業務執行者又は当行の主要な取引先（※2）若しくはその業務執行者
 - ③ 当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
 - ④ 最近において前記①から③までに該当していた者
 - ⑤ 前記①から④までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者
- （※1） 当行より、当該取引先の直近事業年度の連結売上高の1%以上の支払いのある先
（※2） 当行に対し、当行の直近事業年度の連結業務粗利益の1%以上の支払いのある先

第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当行の取締役の報酬は、基本報酬である「確定金額報酬」、業績連動報酬等である「業績連動型報酬」、非金銭報酬等である「株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬」により構成しております。当行の取締役の報酬額は、2020年6月25日開催の当行第133期定時株主総会において、確定金額報酬を年額2億6,000万円以内（うち社外取締役に対して3,500万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人としての給与は除く。）として、業績連動型報酬を当該事業年度にかかる親会社株主に帰属する当期純利益の0.45%以内で年額7,500万円を上限としてご承認いただき、また、2013年6月25日開催の当行第126期定時株主総会において、上記の確定金額報酬及び業績連動型報酬とは別枠で、当行の取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額1億円以内に設定することについてご承認をいただいております。

今般、当行は、当行の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、在任期間中から株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまとより一層共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、現行のストックオプションとしての新株予約権に代えて、一定の譲渡制限期間及び当行による無償取得事由等の定めに従って服する当行普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当行における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額1億円以内として設定いたしたいと存じます（上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まないものといたしたいと存じます。）。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.08%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は0.8%程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

なお、本議案のご承認を得られることを条件として、上記ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額の定めを廃止し、当該報酬等の額の定めに基づくストックオプションとしての新株予約権の割当ては今後新たに行わないものとします。また、対象取締役に当該報酬等の額の定めに基づき割り当てられたストックオプションとしての新株予約権のうち、未行使のものにつきましては、本議案のご承認を得られることを条件として、対象取締役はその全部を放棄することといたします。

このため、当行第136期事業年度（2022年4月1日～2023年3月31日）（以下、「本

事業年度」という。)においては、現行のストックオプションとしての新株予約権に代えて譲渡制限付株式を割り当てることに係る移行措置として、対象取締役が放棄する新株予約権の目的である株式数(45,600株)と同数の譲渡制限付株式を、上記の譲渡制限付株式に関する報酬等の額に基づく譲渡制限付株式の割当てとは別に、対象取締役に対し、下記のとおり割り当てることといたしたく存じます。

つきましては、2020年6月25日開催の当行第133期定時株主総会においてご承認いただいた取締役の報酬額及び上記の譲渡制限付株式に関する報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対するかかる割当てを行うための報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額1億1,000万円以内として設定いたしましたく存じます。なお、かかる割当ては、過年度において対象取締役に対して割り当てられたストックオプションとしての新株予約権の放棄を伴うものであり、実質的には新たな報酬を付加するものではありません。

当行の役員報酬制度は企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する体系とし、個々の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正水準とすることを基本方針としており、その概要は事業報告に記載のとおりであります。本議案に基づく譲渡制限付株式の割当ては、当該方針に沿うものであります。

なお、本件の対象取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬は、指名・報酬委員会の審議結果を踏まえて決定しております。

また、現在の当行の取締役は6名(社外取締役除く)であり、本定時株主総会終了後は、取締役は5名(社外取締役除く)となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当行は、対象取締役に対し、当行取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当行取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当行普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当行取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数40,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。なお、本事業年度においては、現行のストックオプションとしての新株予約権に代えて譲渡制限付株式を割り当てることに係る移行措置として、総数45,600株を上限として上記の総数とは別途設定する。

ただし、本議案の決議の日以降、当行普通株式の株式分割（当行普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当行取締役会決議に基づき、当行と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当行の取締役を退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当行は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当行の定時株主総会の開催日の前日までに当行の取締役を退任した場合には、当行取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（1）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当行はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当行は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当行の定時株主総会の開催日まで継続して、当行の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当行取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当行の定時株主総会の開催日の前日までに当行

の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当行は、譲渡制限期間中に、当行が消滅会社となる合併契約、当行が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当行の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当行の株主総会による承認を要さない場合においては、当行取締役会）で承認された場合には、当行取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当行は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

<ご参考>

■本定時株主総会終結後の取締役会構成およびスキル・マトリックス

取締役会の構成及び各取締役が有するスキル・経験・知識は次のとおりです。なお、社外取締役の取締役会に占める割合は37.5%となります。

氏 名		専門性と知識						
		経営戦略	SDGs・ESG サステナビリティ	DX ICT戦略	国内営業	リスク マネジメント	人事 ダイバーシティ	市場国際
取締役	高橋 祥二郎	●	●		●	●	●	
	久保田 真也	●		●	●		●	
	西藤 崇浩	●	●		●	●		
	堀内 勝美	●			●	●		●
	西川 勝之			●	●	●		
社外 取締役	竹内 美奈子	●		●			●	
	服部 力也	●			●	●		
	鎌田 沢一郎			●		●		●

※本表は各取締役が有する全ての知見を表すものではありません。

【株主提案（第6号議案）】

第6号議案は、1名の株主さまからのご提案によるものであります。

なお、株主提案の内容は、形式的な修正を除き、提案株主から提出された株主提案に係る書面の該当箇所（提案の理由はその概要として提出された内容）を原文のまま掲載したものであります。

当行取締役会としては、後述のとおり本株主提案に反対いたします。

第6号議案 剰余金の処分の件

1. 提案内容

特別配当として下記のとおり配当すること。

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 財産の割当に関する事項およびその総額

第135期定時株主総会において可決された当行が提案した剰余金配当に係る議案に基づく普通株式1株当たり配当金額（もしあれば）に加えて、1株当たり110円を配当する。第6号議案に従って支払われる特別配当金額は、普通株式1株当たりの配当金額に、2022年3月31日現在の配当を受領する権利の付されている株式数を乗じた金額となる。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
第135期定時株主総会の開催日の翌日

2. 提案理由

当行は、配当方針として当行の純利益のうち、当行のコア事業に直接関連しないもの（具体的には当行が保有株式に関し受け取る配当金）の100%に相当する金額を株主に分配すると共に、コアの融資事業からの純利益の50%に相当する金額を株主に分配すべきである。

当該方針を採用した場合、当行はコアの融資・銀行業務から発生する利益の50%を保持することができる。また、自己資金による銀行事業の拡大を行う上で、十分な資金的なゆとりを持つことが可能である。

今回提案する特別配当の実施は、当行及びその将来の事業の見通しや支払能力に悪影響を与えるものではなく、当行が、様々な技術の変化に備え、顧客に対するサービスの提供、滋賀県のステークホルダーに対する義務の遂行を損ねるものでもない。

【当行取締役会の意見】

反 対 当行取締役会としては、次の理由により本議案に**反対**いたします。

当行は、「地域社会との共存共栄」を柱に、経営の健全性、透明性の確保に努めるとともに、一段と厳しさを増す経営環境や将来の投資に備えて内部留保の充実と財務体質の強化を図りながら、毎事業年度2回、株主の皆さまへの安定的な配当を継続しつつ、出来る限りの株主還元を行うことを基本方針としております。当該基本方針に基づき、第7次中期経営計画期間中（2019年4月～2024年3月）の配当方針につきましては、昨年11月に、「安定配当を継続しつつ、業績動向に応じて特別配当を検討すること。また配当と自己株式取得合計の株主還元率について30%を目安に取り組むこと」を掲げており、かかる配当方針のもと、2022年3月期における1株当たり配当金について、普通配当35円に特別配当45円を加え、年間配当80円とすることとしております。また配当以外の株主還元としての自己株式取得につきましても、2022年3月期において、2021年5月14日付および2022年1月28日付の決定に基づき総額約25億円の自己株式の取得を実施しております。

さらに、今後の業績見通しをふまえ、配当と自己株式取得合計の株主還元率について、2023年3月期より40%を目安に取り組むことに変更しております。

当行は滋賀県に本拠を置く唯一の地方銀行として、地域の持続的な発展を支える金融仲介機能を担っており、成長戦略への投資を行うなど自らが改革を進めて経営基盤を強化し、地域に貢献していくことが重要な使命であると考えております。特に、直近では地域社会のサステナビリティ確保に向けた将来的なデジタルサービスの拡充とシステムコストの抑制を目的として、2024年1月に基幹系システムの更改等を予定しており、安定稼動するまでは多額の投資が必要な状況にあります。また新型コロナウイルス感染拡大に伴うお取引先の資金繰り支援等、国内・国際情勢における予期せぬ事象発生により地域経済が悪化した際には、リスクを引き受け、地域を支えることが求められています。そのためには適切な利益を確保しながら資本の充実を図り、盤石な財務基盤を築くことが必要であると判断しております。

一方で、当行第135期定時株主総会において当行が提案する剰余金配当に係る議案に基づく普通株式1株当たり配当金額に加えて110円の特別配当を行うことを内容とする本株主提案については、当行の社会インフラとしての地域の金融仲介機能の持続可能性確保に向けた、成長戦略への投資や資本の充実の必要性を顧慮しておらず、当行の株主還元の基本方針や地域社会との共存共栄の考え方にも合致せず、結果として、当行の企業価値ひいては株主の皆さまの共同利益を毀損するおそれもあるものと考えております。

株主還元の水準については今後も継続的に検討してまいります。当行といたしましては、中長期的な企業価値を向上させ、株主の皆さまの共同利益を確保・向上させる観点から、本株主提案に係る特別配当を行うことは適切ではないと判断いたします。

以 上

(添付書類)

第135期 事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

(主要な事業内容)

当行グループは、当行並びに子会社の計8社で構成され、滋賀県を中心に本店ほか、支店・出張所等において銀行業及びその他銀行業に付随する業務を営んでおります。

(金融経済環境)

当連結会計年度における我が国経済は、内外における新型コロナウイルス感染症の影響などから一部に弱めの動きがみられるも、基調としては持ち直しております。製造業の景況感、ウクライナ危機による地政学リスクの高まりや資源価格の高騰により押し下げられております。一方で、非製造業の景況感、新型コロナウイルス感染症の影響でサービス業が大幅に落ち込んだものの、まん延防止等重点措置の解除により宿泊・飲食サービス業においては改善が見込まれております。

滋賀県内における製造業の生産活動は、自動車関連産業などで弱い動きが続いているものの、一部の業種で回復に向けた動きがみられます。需要面では、ほとんどの品目で伸び悩みが続いており、特に耐久消費財の低迷が続いております。一方、民間設備投資と公共投資は大幅な増加となったものの、住宅投資は大幅な減少となり、県内景気全体として足踏み状態が続いております。

(事業の経過及び成果)

2019年4月よりスタートした第7次中期経営計画（期間5年間：2019年4月～2024年3月）は、目指すべき地域社会の姿から遡って今取り組むべき課題を洗い出す「バックキャストリング」の視点で策定いたしました。

本中期経営計画において、当行の目指す姿は「Sustainability Design Company」といたしました。「従来の枠組み・発想を超える」との考えから「Bank」ではなく「Company」とし、「お取引先や地域社会の持続可能な発展を企画して創る」との、強い想いを込めました。また、メインテーマは、目指す姿にあわせて「未来を描き、夢をかなえる」といたしました。

<SDGsをビジネスへ>

2017年11月、地方銀行で初めてとなる「しがぎんSDGs宣言」を公表し、「TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）」への賛同や、「責任銀行原則（PRB）」への署名、「サ

ステナビリティ方針」の制定など、先駆的にESG地域金融に挑戦してまいりました。

当行はSDGsコンサルティングを起点として、ESG地域金融に取り組んでおり、「しがぎんサステナビリティ・リンク・ローン (SLL)」や「ポジティブ・インパクト・ファイナンス (PIF)」に続き、昨年は広範囲な脱炭素の取り組みを強化するため、「カーボンニュートラルローン未来よし」をリニューアルいたしました。また、お取引先のESG評価を行う仕組みの導入や「SDGs宣言書作成サポート」の無償提供も実施しております。ESG地域金融を通じ、お客さまのSDGs経営を後押しすることで、経済的なメリットと社会的な評価を上げることにつながります。

<地域社会の生産性向上>

新型コロナウイルス感染症の影響によりDX（デジタルトランスフォーメーション）が加速的に進むなか、お客さまの経営課題の解決のためにデジタルを活用する「課題解決起点」でのITコンサルティングに努めております。また、地域のデジタル化に向け、地方自治体と一緒にDXを進める取り組みとして滋賀県町村会との間で「6町DX戦略会議アドバイザー協定」も締結いたしました。

なお、当行では現在、次世代のデジタル社会を展望し、柔軟かつ機動的な対応が可能な「オープン系」の基幹系システムを構築する「Flexsus（フレクサス）プロジェクト」を進めております。

<課題解決型金融情報サービス業への進化>

当行は、お客さまのライフステージに応じた課題解決に向けて、お客さまの夢に寄り添い、夢をかなえる営業推進（ゴール・ベース・サポート）を実施しております。具体的には、2021年6月には営業統轄部内に「ソリューション営業室」、市場国際部内に「ファイナンス室」を設置し、地域のお客さまの課題解決に努めております。

法人・事業者のお客さまへは、コンサルティングとファイナンスを通じて、販路開拓や人材確保、生産性向上、事業承継対策・M&A、海外展開支援など、さまざまな経営課題の解決に努めております。

個人のお客さまへは、人生100年時代に対応できる資産形成支援に向け、資産運用の必要性をお伝えする活動を行うとともに、「お客さま本位の業務運営」を実現するため、一人ひとりに合わせたコンサルティングの実施に努めております。信託業務などの商品ラインナップの充実や、相続・資産承継・不動産有効活用などをワンストップで相談できる体制の構築を行っております。

また、当行は日本列島を横断、縦断するネットワークである「TSUBASAアライアンス」に参加し、知見や情報の共有により、付加価値の高い金融サービスを提供してまいります。

<持続可能な収益構造への転換>

当行は店舗ネットワークの効率化と、より高い付加価値の提供を行うため、店舗内店舗方式（ブランチ・イン・ブランチ）による店舗統合を実施しております。また、大規模店の窓口業務等を「しがぎん代理店株式会社」が運営するインストア代理店の展開を進めて

おります。最適な店舗ネットワークを再構築するとともに、お客さまへのより一層のサービス向上を実現してまいります。

また、他行とのATM相互無料提携や京滋5行庫による業務提携など、お客さまの利便性向上や当行の生産性向上につながる取り組みについては、同業・異業種を問わず、積極的に連携してまいります。

<考働改革>

当行自身がサステナブルであるために「考え方」と「働き方」の改革に挑戦しております。

全行員へのタブレット配付やタブレットによる金融商品の申し込み、web会議の活用などにより、行内のデジタル化と、ペーパーレス化に取り組んでおります。また、多様な働き方に対応ができるよう本人の希望に基づいて勤務時間を選択できるセレクト時差勤務や在宅勤務の試行、ビジネスカジュアルの導入、副業制度などを実施しております。

これらの取り組みに加え、新型コロナウイルス感染拡大時においては、臨時昼休業や来店予約制の導入、職員の交替勤務などにより、感染拡大を抑制しながらの業務継続に努めました。

<2021年度の連結業績>

以上のように、株主の皆さまをはじめ地域のお客さまのご理解とご支援を賜りながら、営業活動を行ってまいりました結果、2021年度の連結業績は次のとおりとなりました。

まず、預金等(譲渡性預金含む)につきましては、期末残高が期中2,045億円増加し、5兆6,529億円となりました。また、貸出金につきましては、地域金融機関の強みを活かして多様な資金ニーズへの対応に努めた結果、期末残高は事業性貸出・消費者向け貸出・地公体向け貸出の全てで増加し、全体で期中629億円増加し、4兆646億円となりました。

一方、有価証券につきましては、市場の動向を十分注視しつつ効率的な運用に努めました結果、期末残高は期中746億円減少し、1兆5,118億円となりました。

収益面では、低金利環境の長期化等によって厳しい環境が続いているものの、有価証券利息配当金の増加等により資金運用収益が増加(前年度比+23億14百万円)、株式等売却益の増加を主因としてその他経常収益が増加(同+84億63百万円)したこと等により、経常収益は前年度比125億91百万円増加して、983億6百万円となりました。

費用面では、次世代基幹系システム投資を主因に営業経費が増加(前年度比+47億11百万円)した一方、貸倒引当金繰入額の減少等によりその他経常費用が減少(同△58億4百万円)したこと等により、経常費用は前年度比3億37百万円減少して、743億7百万円となりました。

これらの結果、経常利益は前年度比129億29百万円増益の239億99百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は同62億67百万円増益の177億15百万円となりました。

<第7次中期経営計画の進捗>

2019年4月よりスタートさせた第7次中期経営計画（期間5年間：2019年4月～2024年3月）において、次の経営指標を掲げ、その実現に向け取り組んでおります。

当計画における2022年3月期実績は下表のとおりです。

第7次中期経営計画期間中の挑戦指標	2024年3月期計画	2022年3月期実績
<SD (Sustainable Development) 目標>		
①Sustainable Development推進投融资 (格付CS先への新規融資額、SDGs型 商品新規投融资額、ESG新規投資額5 年累計)	7,000億円	5,028億円
②地域顧客の価値向上サポート (年間コンサルティング相談件数)	2,000件	1,607件
③地域顧客の資産形成サポート (預り資産残高「投資信託+金融商品仲介」)	3,000億円	2,166億円
④温室効果ガス排出量削減 (2013年度比較の削減率)	50%削減	42.08%削減
⑤SDGs・金融リテラシーの普及・向上 活動、次世代人材の育成活動 (研修等の実施人数5年累計)	15,000人	10,491人
<収益目標>		
①親会社株主に帰属する当期純利益 (連結)	100億円以上	177億円
②顧客向けサービス業務利益 (単体) (貸出残高×預貸金利回り差+役務取引等 利益-営業経費)	30億円	△14億円

■長期的挑戦指標

	長期的指標	2022年3月期実績
ROE (連結)	5%以上	3.69%
OHR (単体)	65%未満	80.78%

(対処すべき課題)

新型コロナウイルス感染症の影響長期化、ウクライナ危機による資源高、米国金利上昇等により幅広い産業で厳しい状況が続いております。企業活動や消費活動の本格的な回復に向けては時間を要するものとみられるなか、当行は、お客さまの資金繰りや、経営支援・再生支援などの事業再構築支援に迅速かつ丁寧に対応しております。

人口減少や少子高齢化、都市と地方との格差問題、急速なデジタル化の進行などにより、日常の働き方や生活様式、社会や経済行為における価値観が変わるなか、地方銀行の経営も変革（トランスフォーメーション）が求められております。つまり、従来型の発想や過去のビジネスモデルの延長線上に未来はなく、新たなビジネスモデルの構築が必要とされております。

当行は今年4月にプライム市場に上場し、来年10月1日には創立90周年を迎えます。来たる100周年に向け、持続可能な発展を実現していくために、自己の組織の「強み」を生かした新ビジネスを創出しながら営業力をより高めるとともに、生産性向上により自らの財政基盤を固め、事業のサステナビリティ（持続可能性）につなげてまいります。そして、時流の変化に応じて、店舗ネットワークとデジタルを活用し、金融仲介機能の発揮に努め、お客さまのニーズや社会的要請に応えるサービス、付加価値を提供してまいります。

当行は、第7次中期経営計画の実施により、自らが「課題解決型金融情報サービス業」へ進化し、SDGsをビジネスにつなげ、社会的課題解決により持続可能な社会の実現に取り組んでおります。そして、目指すべき地域社会の姿「自分らしく未来を描き、誰もが幸せに暮らせる社会」を創造してまいりたいと考えております。なお、この取り組みを完遂すべく第7次中期経営計画の最終年度までのキーワードを「未来につなげるSX（サステナビリティ・トランスフォーメーション）」としております。

当行は持続可能な変革に向けて、地域、お客さまの成長を牽引し、CSR憲章（経営理念）に掲げる「地域社会」「役職員」「地球環境」との「共存共栄」を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、変わらぬご支援とご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
連結経常収益	98,558	88,871	85,715	98,306
連結経常利益	21,013	13,875	11,070	23,999
親会社株主に帰属する当期純利益	14,681	12,412	11,448	17,715
連結包括利益	△1,017	△22,117	122,660	△26,692
連結純資産額	402,227	375,801	495,469	464,214
連結総資産額	6,115,271	6,285,002	7,793,748	7,537,956

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 2021年度に投資事業組合等への出資に係る利益又は損失について表示方法の変更を行いました。比較情報の観点より2020年度に当該表示方法の変更を反映させた結果、連結経常収益が369百万円減少しております。

□ 当行の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
預 金	4,854,675	4,891,113	5,403,957	5,616,699
定期性預金	2,072,692	2,022,333	2,017,446	1,995,515
その他	2,781,982	2,868,779	3,386,511	3,621,184
貸 出 金	3,795,860	3,878,885	4,020,228	4,082,731
個人向け	927,274	959,728	983,137	1,002,760
中小企業向け	1,607,516	1,596,842	1,692,017	1,683,173
その他	1,261,069	1,322,313	1,345,073	1,396,797
商品有価証券	172	298	567	468
有 価 証 券	1,355,272	1,310,342	1,589,519	1,515,143
国 債	262,298	255,059	319,781	334,714
その他	1,092,973	1,055,282	1,269,737	1,180,429
総 資 産 額	6,100,476	6,271,836	7,769,496	7,517,734
内 国 為 替 取 扱 高	20,349,085	20,325,864	20,826,102	19,926,606
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 2,868	百万ドル 3,567	百万ドル 2,992	百万ドル 2,713
経 常 利 益	19,802	12,538	10,375	22,942
当 期 純 利 益	14,217	11,869	11,331	17,361
1株当たりの当期純利益	円 銭 273 33	円 銭 232 42	円 銭 225 80	円 銭 352 32

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 2018年10月1日付で5株を1株に株式併合しております。1株当たりの当期純利益は2018年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

(3) 企業集団の従業員の状況

イ 企業集団における従業員数

	当 年 度 末
従 業 員 数	2,271人

- (注) 1. 従業員数は、出向者を除いた就業人員（ただし、連結会社間の出向者を含む）であります。
2. 従業員数は、海外の現地採用を含み、嘱託及び臨時雇員1,074人を含んでおりません。
3. 当行グループは「銀行業」の単一セグメントであります。

ロ 当行における従業員数

	当 年 度 末
従 業 員 数	1,965人
平 均 年 齢	37年5月
平 均 勤 続 年 数	14年7月
平 均 給 与 月 額	381千円

- (注) 1. 従業員数は、出向者を除いた就業人員であります。
2. 当行の従業員は、すべて銀行業のセグメントに属しております。
3. 従業員数は、海外の現地採用を含み、嘱託及び臨時雇員840人を含んでおりません。
4. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額はそれぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
5. 平均給与月額は、時間外手当を含む3月中の平均給与月額であります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

銀行業

イ 営業所数

当行：

国内：99店 主要な営業所：本店、京都支店、大阪支店、東京支店ほか

海外：1店 営業所：香港支店

上記のほか当年度末において海外駐在員事務所を2か所設置しております。

しがぎんビジネスサービス株式会社：大津本社

株式会社しがぎん経済文化センター：大津本社

株式会社滋賀ディーシーカード：大津本社

しがぎんリース・キャピタル株式会社：9営業所（主要な営業所：大津本社ほか）

しがぎん代理店株式会社：大津本社及び33営業所

株式会社しがぎんジェーシービー：大津本社

滋賀保証サービス株式会社：大津本社

ロ 当年度の新設営業所

該当事項はありません。

ハ 当行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
しがぎん代理店株式会社	大津市浜町1番38号	—
株式会社NTTネクシア	東京都港区虎ノ門3丁目8番21号	電気通信に付帯するサービス業 労働者派遣業 コールセンター業
株式会社ウィテラス	東京都千代田区神田相生町1番地	労働者派遣業 コールセンター業

ニ 当行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	5,112
---------	-------

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
店舗用地の購入	837
店舗等の新設・改修	485
事務機器等の購入	3,337
コンピュータ(ソフトウェア)開発・購入	451
合計	5,112

※上記は会計上、有形固定資産又は無形固定資産として資産計上した金額であります。

なお、当行は、将来のデジタル戦略の実現に向けた基幹系システム（次世代システム）の導入（投資予定総額27,537百万円）を予定しており、同システムへの投資として、当事業年度中に8,303百万円を会計上費用として計上しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
しがぎん ビジネスサービス 株式会社	大津市浜町 1番38号	事務計算受託業務 事務代行業務 不動産管理業務 現金精査・整理、 ATM管理業務	百万円 40	% 100	
株式会社しがぎん 経済文化センター	大津市浜町 1番38号	コンサルティング 業務 有料職業紹介業務	10	100	
株式会社滋賀 ディーシーカード	大津市浜町 1番10号	クレジットカード 業務信用保証業務	30	100	
しがぎん リース・キャピタル 株式会社	大津市浜町 4番28号	リース業務 投資業務	31	100	
しがぎん代理店 株式会社	大津市浜町 1番38号	銀行代理店業務	40	100	
株式会社しがぎん ジェーシービー	大津市浜町 1番10号	クレジット カード業務	30	100	
滋賀保証サービス 株式会社	大津市浜町 1番38号	信用保証業務 貸出担保評価 ・管理業務	60	100	

- (注) 1. 資本金の額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 上記7社は、連結子会社であります。
 3. 上記以外に非連結の子会社及び子法人等（持分法非適用）が2社あります。

〔重要な業務提携の概況〕

1. 地方銀行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び現金自動入金のサービス等を行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し及び現金自動入金のサービス等を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
高橋 祥二郎	取締役頭取（代表取締役） 監査部担当		
西 基 宏	専務取締役（代表取締役） 総務部・営業統轄部担当		
久保田 真也	専務取締役（代表取締役） 経営管理部・人事部・ システム部担当		
西藤 崇浩	常務取締役 総合企画部・審査部・ 業務統轄部担当		
堀内 勝美	常務取締役 秘書室・市場国際部担当		
西川 勝之	取締役 監査部長		
竹内 美奈子	取締役（非常勤） （社外取締役）	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社TM Future 代表取締役 株式会社日本M&Aセンター 社外取締役 	
服部 力也	取締役（非常勤） （社外取締役）	<ul style="list-style-type: none"> 住友電設株式会社 社外取締役 	
鎌田 沢一郎	取締役（非常勤） （社外取締役）		
林 一 義	監査役（常勤）		銀行の融資業務や 経営管理を通じて 財務・会計に関する 相当程度の知見 を有しております。
大野 恭永	監査役（常勤）		銀行の融資業務や 経営管理を通じて 財務・会計に関する 相当程度の知見 を有しております。

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
松井保仁	監査役（非常勤） （社外監査役）	・弁護士法人錦橋法律事務所 社員	弁護士として会社法等の法律の専門的な知識と経験を有しております。
大西一清	監査役（非常勤） （社外監査役）		財務省（旧大蔵省）において財政や税務行政に携わった経験等により、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。

（注）取締役竹内美奈子氏、取締役服部力也氏、取締役鎌田沢一郎氏、監査役松井保仁氏並びに監査役大西一清氏は、東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

（当年度中に退任した役員）

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
安井肇	取締役（非常勤） （社外取締役）	・株式会社安井アソシエイツ 代表取締役社長	2021年6月25日 任期満了により退任

（注）当年度中に退任した役員の地位及び担当並びに重要な兼職の状況は退任時のものであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(A) 基本方針

当行の役員報酬制度は企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する体系とし、個々の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正水準とすることを基本方針としております。

具体的には、取締役(社外取締役除く)の報酬は、基本報酬である「確定金額報酬」、業績連動報酬等である「業績連動型報酬」、非金銭報酬等である「株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬」より構成しております。

経営監督機能を担う社外取締役、監査役の報酬は基本報酬である確定金額報酬のみとしております。また、監査役に対する確定金額報酬は支給実績等を基準として監査役の協議により決定しております。

なお、上記の基本方針は社外取締役・社外監査役から意見を聴取して策定し、取締役会決議で決定いたしました。

(B) 決定方針

a. 確定金額報酬(基本報酬)

役位を基準として役割や責任に応じて支給する報酬であり、取締役に対する確定金額報酬は支給実績、業績指標等を基準として、取締役会決議により決定しております。

b. 業績連動型報酬(業績連動報酬等)

業績向上へのインセンティブを高めるため、親会社株主に帰属する当期純利益の実績に応じて支給する報酬であり、その配分は役位に基づき取締役会決議により決定しております。

c. 株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬(非金銭報酬等)

中長期的な企業価値向上と株価上昇へのインセンティブを高めるため、役位を基準として新株予約権を割り当てて支給する報酬であり、取締役会決議により決定しております。

(C) 業績連動報酬等の業績指標の内容及び業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定方針

当行は役員報酬の一部として業績連動型報酬を採用しております。

業績連動型報酬を決定する指標としては、当行グループ業績の最終結果を表す業績指標であることから、「親会社株主に帰属する当期純利益」を採用しております。

業績連動型報酬の額は親会社株主に帰属する当期純利益の0.45%以内(上限7,500万円)とし、その配分については、役位に基づき取締役会決議により決定しております。

- (D) 非金銭報酬等の内容及び非金銭報酬等の額もしくは数又はその算定方法の決定方針
 当行は役員報酬の一部として株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬を採用しております。

これは株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまと共有し、中長期的な企業価値向上と株価上昇への貢献意欲をより高めるためストック・オプションとしての新株予約権として割り当てるものであります。

個々の割り当て数については、役位を基準として取締役会決議により決定しております。

- (E) 報酬等の種類ごとの割合の決定方針

役員区分ごとの報酬等の割合は次のとおりであります。

役員区分	確定金額報酬 (基本報酬)	業績連動型報酬 (業績連動報酬等)	株式報酬型 ストック・オプション としての新株予約権 (非金銭報酬等)	合計	対象 役員数
取締役 (社外取締役を除く)	60%～95%	0%～25%	5%～15%	100%	6人
社外取締役	100%	—	—	100%	4人
監査役	100%	—	—	100%	4人

- (注) 確定金額報酬及び業績連動型報酬は金銭報酬、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権は非金銭報酬であります。

- (F) 報酬等を与える時期又は条件の決定方針

- ・ 確定金額報酬 (基本報酬)

月例の固定金銭報酬として支給しております。

- ・ 業績連動型報酬 (業績連動報酬等)

定時株主総会後に毎年1回金銭報酬として支給しております。

- ・ 株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬 (非金銭報酬等)

毎年7月の取締役会で発行を決議し、翌月の一定の日に新株予約権を割り当てることにより毎年1回支給しております。

- (G) 決定の全部又は一部の第三者への委任に関する事項

該当事項はありません。

- (H) 第三者への委任以外の決定方法
該当事項はありません。

(I) その他重要な事項

当行では、2021年12月に指名・報酬委員会を設置し、取締役会からの諮問事項に対し、適宜、審議・答申をしております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等は、基本方針・決定方針との整合性を確認のうえ取締役会で決定しているため、その内容は方針に沿ったものであると判断しております。

なお、社外取締役、監査役の報酬は経営監督機能を重視するため、確定金額報酬のみで構成されており、各監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			確定金額報酬 (基本報酬)	業績連動型報酬 (業績連動報酬等)	株式報酬型 ストック・オプション としての新株予約権 (非金銭報酬等)
取締役	10名	187	153	14	18
監査役	4名	57	57	—	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標は「親会社株主に帰属する当期純利益」であり、当行グループ業績の最終結果を表す業績指標として採用しております。
また、業績連動報酬等の額は親会社株主に帰属する当期純利益の0.45%以内（上限7,500万円）であり、当年度に支給した業績連動型報酬は、前年度の親会社株主に帰属する当期純利益を基に、その配分は役位に基づき取締役会決議により決定し支給しております。なお、前年度の親会社株主に帰属する当期純利益の実績は11,448百万円であり、「1 当行の現況に関する事項 (2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況 イ 企業集団の財産及び損益の状況」に記載しております。

3. 非金銭報酬等は株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権であります。当事業年度に係る当該株式報酬型ストック・オプションは「第9回新株予約権」であり、内容は次のとおりであります。
 - ・新株予約権の割当日：2021年8月20日
 - ・新株予約権の数：538個
 - ・目的となる株式の種類及び数：当行普通株式10,760株
 - ・新株予約権の行使期間：2021年8月21日から2051年8月20日まで
 - ・権利行使価額（1株当たり）：1円
 - ・権利行使についての条件：
新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとする。
4. 基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の決定方針等は「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項（B）決定方針」に記載しております。
5. 取締役が使用人を兼ねている場合における使用人としての報酬等はありません。

④ 株主総会決議に関する事項

取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議の内容は次のとおりであります。

取締役の確定金額報酬

年 額：2億6,000万円以内、うち社外取締役に対して3,500万円以内
決議日：2020年6月25日
決議時の員数：取締役9名、うち社外取締役3名

取締役（社外取締役を除く）の業績連動型報酬

年 額：当該事業年度にかかる親会社株主に帰属する当期純利益の0.45%以内、上限7,500万円
決議日：2020年6月25日
決議時の員数：取締役6名

監査役の確定金額報酬

年 額：8,400万円以内
決議日：2020年6月25日
決議時の員数：監査役4名

取締役（社外取締役を除く）の株式報酬型ストック・オプション

年 額：1億円以内
決議日：2013年6月25日
決議時の員数：取締役16名

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
竹内 美奈子 服部 力也 鎌田 沢一郎 松井 保仁 大西 一清	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社外取締役又は社外監査役が、悪意かつ重過失なくして銀行に対して会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を負うときは、1,000万円又は法令が規定する額のいずれか高い額をもって、賠償責任の限度額としております。

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
取締役 (社外取締役含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者にその職務の執行に関する責任の追及に係る請求等がなされた場合に、当該被保険者が負担することになる損害賠償責任に基づく賠償金及び訴訟費用を補填することとしております。 ・ 当行取締役、監査役及び執行役員が、当該保険契約の被保険者であり、その保険料は当行が全額負担しております。なお、意図的に違法行為を行った被保険者の損害等は補償対象外としております。
監査役 (社外監査役含む)	
執行役員	

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
竹内美奈子	株式会社TM Future 代表取締役 株式会社日本M&Aセンター 社外取締役
服部力也	住友電設株式会社 社外監査役 (2021年6月退任) 住友電設株式会社 社外取締役
松井保仁	弁護士法人錦橋法律事務所 社員

- (注) 1. 竹内美奈子氏が代表取締役を務める株式会社TM Futureと当行の間には特筆すべき取引関係はありません。
2. 竹内美奈子氏が社外取締役を務める株式会社日本M&Aセンターと当行の間には通常の銀行取引及びM&A仲介関連の取引があります。
3. 服部力也氏が社外監査役 (2021年6月退任)・社外取締役を務める住友電設株式会社と当行の間には特筆すべき取引関係はありません。
4. 松井保仁氏が社員を務める弁護士法人錦橋法律事務所と当行の間には特筆すべき取引関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会・監査役会への出席状況	取締役会・監査役会における発言その他の活動状況
竹内 美奈子	2年9月	当事業年度開催の取締役会へは取締役会12回中12回出席（出席率100%）しております。	取締役会では企業経営者として、経営全般に関する豊富な経験と人材育成やITシステムに関する高い見識を活かして発言しております。
服部 力也	1年9月	当事業年度開催の取締役会へは取締役会12回中11回出席（出席率91%）しております。	取締役会では三井住友信託銀行株式会社における豊富な経験と金融に関する高い見識を活かして発言しております。
鎌田 沢一郎	0年9月	就任後開催の取締役会へは取締役会10回中10回出席（出席率100%）しております。	取締役会では主に日本銀行及び日本証券業協会における豊富な経験と金融に関する高い見識を活かして発言を行っております。
松井 保仁	4年9月	当事業年度開催の取締役会へは取締役会12回中12回出席（出席率100%）しております。 また、監査役会へは監査役会12回中12回出席（出席率100%）しております。	取締役会では主に弁護士として会社法等の法律の専門的な知識と豊富な経験を活かして発言しております。 また、監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
大西 一清	1年9月	当事業年度開催の取締役会へは取締役会12回中12回出席（出席率100%）しております。 また、監査役会へは監査役会12回中12回出席（出席率100%）しております。	取締役会では主に財務省（旧大蔵省）において財政や税務行政に携わった経験等による高い見識を活かして発言を行っております。 また、監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏名	職務の概要
竹内 美奈子	企業経営者として、経営全般に関する豊富な経験と人材育成やITシステムに関する専門的な知見を活かして取締役会で発言しました。 また、経営陣へ人材育成面での助言・提言を行い、取締役会議案の事前説明会をはじめとした様々な機会を通じて役職員と意見交換を行いました。
服部 力也	三井住友信託銀行株式会社における豊富な経験と金融に関する高い見識を活かして取締役会で発言しました。 また、経営陣へ経営戦略全般についての助言・提言を行い、取締役会議案の事前説明会をはじめとした様々な機会を通じて役職員と意見交換を行いました。
鎌田 沢一郎	日本銀行及び日本証券業協会における豊富な経験、リスク管理、ITシステムに関する高い見識を活かして取締役会で発言しました。 また、経営陣へ有用な情報を提供し、取締役会議案の事前説明会をはじめとした様々な機会を通じて役職員と意見交換を行いました。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
社外取締役	4人	19 (—)	—
社外監査役	2人	13 (—)	—
報酬等の合計	6人	32 (—)	—

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. () 内は、報酬以外の金額であります。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 100,000千株
発行済株式の総数 53,090千株

(2) 当年度末株主数 11,005名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,201 千株	10.70 %
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	1,824	3.75
日本生命保険相互会社	1,610	3.31
明治安田生命保険相互会社	1,599	3.29
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,445	2.97
滋賀銀行従業員持株会	1,231	2.53
損害保険ジャパン株式会社	1,180	2.42
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	918	1.89
株式会社シティインデックスイレブンス	812	1.67
JP MORGAN CHASE BANK 385781	637	1.31

(注) 持株比率は、自己株式(4,502千株)を控除して計算しております。

(4) 役員保有株式

該当事項はありません。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 木村 充男 指定有限責任社員 河越 弘昭	67	(報酬等について監査役会が会社法第 399条第 1 項の同意をした理由) 当行監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り等の算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行い、当該検証結果を踏まえて、報酬等の額が合理的であると判断し、報酬等の額について同意いたしました。 (会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容) ・自己資本比率算定プロセスの助言、指導業務

- (注) 1. 上記の監査法人に対して、当行並びに子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は77百万円であります。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行監査役会は、法令に定める事由又は会計監査人の適格性・独立性を害する事由等の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当行取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

ロ 銀行の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人が、当行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類の監査をした事実

該当事項はありません。

- 6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
定めておりません。
- 7 特定完全子会社に関する事項
該当事項はありません。
- 8 親会社等との間の取引に関する事項
該当事項はありません。
- 9 会計参与に関する事項
該当事項はありません。
- 10 その他
該当事項はありません。

(2022年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	1,751,539	預 金	5,611,084
コーロローン及び買入手形	8,444	譲 渡 性 預 金	41,880
買 入 金 銭 債 権	3,594	コーロマネー及び売渡手形	145,809
商 品 有 価 証 券	468	債券貸借取引受入担保金	185,680
金 銭 の 信 託	15,359	借 用 金	936,840
有 価 証 券	1,511,864	外 国 為 替	246
貸 出 金	4,064,683	信 託 勘 定 借	214
外 国 為 替	7,063	そ の 他 負 債	59,226
そ の 他 資 産	109,742	退 職 給 付 に 係 る 負 債	157
有 形 固 定 資 産	50,114	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	4
建 物	13,241	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	83
土 地	32,196	利 息 返 還 損 失 引 当 金	12
建 設 仮 勘 定	2,614	偶 発 損 失 引 当 金	134
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	2,061	繰 延 税 金 負 債	54,507
無 形 固 定 資 産	1,641	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	5,520
ソ フ ト ウ ェ ア	825	支 払 承 諾	32,340
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	646	負 債 の 部 合 計	7,073,742
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	169	(純 資 産 の 部)	
退 職 給 付 に 係 る 資 産	13,323	資 本 金	33,076
繰 延 税 金 資 産	593	資 本 剰 余 金	24,536
支 払 承 諾 見 返	32,340	利 益 剰 余 金	248,089
貸 倒 引 当 金	△32,815	自 己 株 式	△11,619
		株 主 資 本 合 計	294,083
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	148,955
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	6,045
		土 地 再 評 価 差 額 金	8,369
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	6,656
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	170,027
		新 株 予 約 権	103
		純 資 産 の 部 合 計	464,214
資 産 の 部 合 計	7,537,956	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	7,537,956

〔2021年4月1日から
2022年3月31日まで〕

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額	
経常収益			98,306
資金運用		49,728	
貸出金		33,413	
有価証券		14,521	
コールローン		1	
預け金		1,743	
その他の		48	
信託		0	
役務		17,366	
その他の		16,198	
償却		15,012	
その他の		498	
経常		14,514	
経常費用			74,307
資金調達		2,948	
預渡金		619	
コールマネー		13	
債券		136	
借入		140	
借入		281	
その他の		1,756	
役務		4,092	
その他の		15,818	
営業		46,382	
その他の		5,065	
貸倒		1,607	
その他の		3,457	
経常			23,999
特別			0
固定		0	
特別			591
固定		82	
減損		509	
税法			23,408
法人		6,186	
税、		△493	
法人			
調整			5,692
住民			17,715
税等			17,715
当期			
純利			
親会社株主に			
帰属する			
当期			
純利			
益			

第135期末 (2022年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	1,751,452	現金	5,616,699
現預	38,278	当座	256,538
預け	1,713,173	普通預金	3,192,964
コ	8,444	貯蓄	18,743
買	3,594	定期預金	69,400
商	468	預金	1,995,515
商	184	の他	83,535
品	284	の預	55,680
品	15,359	マ	145,809
品	1,515,143	ネ	185,680
地	334,714	受	935,675
の	198,178	入	935,675
信	307,851	担	246
証	318,561	保	107
券	355,838	金	138
金	4,082,731	替	214
形	7,522	替	42,765
付	73,481	借	2,454
付	3,613,004	等	3,132
越	388,722	用	1,281
替	7,063	益	11,638
け	6,589	品	24,258
替	2	債	83
替	470	金	134
産	76,989	債	51,430
用	267	負	5,520
益	3,827	諾	32,340
品	12,829		
産	60,065	負債の部合計	7,072,279
産	49,865	(純資産の部)	
物	13,105	資本	33,076
地	32,108	本	23,942
定	2,614	剰	23,942
資	2,036	余	237,134
産	1,452	備	9,134
ア	641	備	227,999
定	646	余	400
産	163	積	208,993
用	3,752	立	18,605
返	32,340	余	△11,619
金	△30,923	式	282,534
		計	148,402
		金	6,045
		益	8,369
		計	162,817
		権	103
		純資産の部合計	445,455
資産の部合計	7,517,734	負債及び純資産の部合計	7,517,734

第135期 (2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額	
経 常	収 入		86,664
資 産	利 配	50,687	
貸 有	当 利	33,412	
コ 預	息 受	15,488	
そ	金 受	1	
信 託	報 等	1,743	
受	手 務	41	
そ	引 替	0	
外 国	役 務	14,877	
金	売 品	2,942	
所	務 売	11,935	
償 株	常 取	6,060	
金	取 立	914	
所	却 取	3,907	
費	却 取	1,211	
調 達	運 常	27	
金	運 常	15,038	
預 讓	利 金	498	
コ 債	一 払	13,753	
借 金	利 払	265	
そ	利 払	521	
役 支	費 数	2,941	
そ	費 費	619	
商 国	利 金	13	
所	支 払	136	
営	支 払	140	
所	支 払	274	
貸 貸	等 手	1,746	
株 株	務 務	10	
株	売 却	4,294	
所	却 償	445	
営	費 入	3,849	
所	費 入	6,544	
引 税	額 却	2	
人 人	却 却	6,531	
期	却 却	1	
前 住	却 却	8	
当 民	却 却	44,880	
期 税	却 却	5,060	
純 等	却 却	1,615	
純 等	却 却	497	
純 等	却 却	2,734	
純 等	却 却	83	
純 等	却 却	129	
純 等	却 却		22,942
純 等	却 却		0
純 等	却 却		591
純 等	却 却		82
純 等	却 却		509
純 等	却 却		22,351
純 等	却 却		5,571
純 等	却 却		△581
純 等	却 却		4,989
純 等	却 却		17,361

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社 滋 賀 銀 行
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 木 村 充 男

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 河 越 弘 昭

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社滋賀銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社滋賀銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社 滋 賀 銀 行
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 木 村 充 男
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 河 越 弘 昭
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社滋賀銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第135期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第135期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、新型コロナウイルス感染症についても、取締役により事業継続の適切な対応がとられており指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

株式会社 滋賀銀行	監査役会
常勤監査役 林	一 義
常勤監査役 大野	恭 永
社外監査役 松井	保 仁
社外監査役 大西	一 清

以上

株主総会会場のご案内

場所

大津市浜町1番38号 当行本店2階ホール
077-521-9530(代表)



交通

JR琵琶湖本線

大津駅

徒歩約12分

京阪電車

びわ湖浜大津駅

徒歩約5分

会場

当行本店2階ホール

※ 会場付近は、車両一方通行箇所が多いのでご注意ください。